

# 平成 31 年度通常総会及び講演会

令和元年 6 月 6 日（木） 13 : 00 ~

I K E ・ B i z としま産業振興プラザ

6 F 多目的ホール

認定特定非営利活動法人

全国木材資源リサイクル協会連合会

## 平成 31 年度通常総会及び講演会

第 1 部 通常総会 13:00~14:00

第 2 部 講演会① 14:20~15:20

演題 「働き方改革法及びその対応

～求められる労働時間の適正な把握と割増賃金についての正確な理解～

講師 人事労務コンサルタント 坂口 慎一氏

講演会② 15:30~16:45

演題 「木材のカスケード利用をあらためて問う」

講師 東京大学名誉教授 有馬 孝禮氏

第 3 部 懇親会 17:00~19:00

くいもの屋わん 池袋西口公園前店



## 次 第

1. 開会の辞 中山 智 副理事長  
(九州木材資源リサイクル協会会長)
2. 挨拶 藤枝 慎治 理事長
3. 議長選出
4. 議事録署名人選出
5. 議 事
  - 第1号議案 平成30年度事業報告
  - 第2号議案 平成30年度決算
  - 第3号議案 平成31年度事業計画
  - 第4号議案 平成31年度当初予算
  - 第5号議案 定款の変更
  - 第6号議案 役員改選
  - 第7号議案 令和2年度事業計画 (定款変更に伴う議案)
  - 第8号議案 令和2年度当初予算 (定款変更に伴う議案)
  - その他 (報告事項)
    - (1) 調査広報委員会報告
    - (2) 寄付金の募集について
    - (3) 木質バイオマス証明認定事業者について
    - (4) その他諸般の報告
6. 閉会の辞 片岡 重治 副理事長  
(中四国木材資源リサイクル協会会長)

## 第1号議案

### 平成30年度事業報告

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで  
認定特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会

事業の成果: 平成30年度は、再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)における買取価格の新区分の適用や入札制度の導入などにより、木質バイオマス燃料の需給が大きく動き出した一方で、木質チップの余剰傾向や、FIT認定の運用面における課題等、木質チップ業界における課題が山積していた。こうした課題の解決に努めるため、地域社会及び各団体との緊密な関わりを積極的に推進し、各種調査の実施及び講演会の開催等により、情報の共有、知識の向上を図り、木質バイオマスの需給の安定と地域の環境保全に努め、循環型社会の推進に寄与した。また平成30年度には、大規模災害に関する意見交換会への出席や、連合会での調査等、次年度に継続すべき事業に着手した。

#### 1. 木材資源等の再利用に関する出版物、ホームページ等による普及啓蒙事業

支出額 1,012 千円

##### (1) ホームページ等通信手段を活用し、幅広く情報を提供した。

各種会議議事録・資料の他、FITの認定事業者リスト、連合会の各種調査結果等をホームページで公表し情報提供した。またホームページのトップページについて、レイアウト等を変更したほか、「地域協会からのお知らせ」、「FIT関連」という新規コンテンツを作成した。「地域協会からのお知らせ」のページは、地域協会が必要な時のみ利用してもらい、「FIT関連」のページは、これまでまとまっていなかったFIT認定に関連する情報を一つのページにまとめ、より情報を閲覧しやすくした。

また、全国の木材リサイクルマップについて、今年度も内容のチェックを行い、最新情報に更新した。

##### (2) 連合会通信を12回配信し、全国木材資源リサイクル協会連合会及び各地域協会の行事予定などを会員に定期的に知らせた。

##### (3) 関係会議、講習会などに参加し、情報収集に努めた。

5月22～25日 NEW環境展セミナー及びフォーラム  
(24日のセミナーにて専務理事が講演)

7月5日 地方創生バイオマスサミット

7月25日 木材サミット2018

9月19日 NPO法人バイオマス産業社会ネットワーク研究会

11月9日 木質ボード部会シンポジウム  
12月20日 「建設副産物リサイクル広報推進会議」編集部会  
1月28日 大日本山林会・木材サミット連絡会合同シンポジウム  
1月29日 NPO法人バイオマス産業社会ネットワーク研究会  
2月27～3月1日 国際バイオマス展セミナー及び基調講演  
3月12～15日 NEW環境展セミナー及び講演

2. 不法投棄等に関する環境保全のための、イベント、セミナー、シンポジウム、講演会等の開催事業 支出額 1,001千円

(1) 講演会

5月25日 連合会主催講演会

演題 「林業・木材産業の現状と今後の展望」

講師 木構造振興株式会社 代表取締役 山田壽夫氏

参加者 77名

(2) 社会貢献・CSR活動

① 5月12日～13日、日比谷公園にて、林野庁主催「第28回森と花の祭典 みどりの感謝祭 みどりとふれあうフェスティバル」に出展し、間伐材とパーティクルボードを使った、子供向けのワークショップを行った。工作材料は会員企業からご提供頂き、現地スタッフには関東協会の会員にご協力をお願いした。

② 平成28年度から始めた「リサイクル木材で本棚をつくろう」という環境教育講座は、8月22日中央区立環境情報センター(親子10組)にて開催した。リサイクル木材や間伐材の違いを紙芝居で学び、また今回は初めての試みとして木材リサイクルワークブックを作成してもらった。その後パーティクルボードで本棚を作成し、夏休みの自由研究にもなるよう、木材リサイクルの地球環境保全への貢献について学んで頂いた。材料のパーティクルボードと間伐材は会員企業からご提供頂いた。

③ 12月6日～8日「エコプロダクツ2018」に北日本協会と共同出展した。昨年からは始めたワークショップ「廃木材から作るウッドクラフト体験コーナー」も開催し、連合会の活動や木材資源リサイクルについてPRした。6協会事務局、関東協会会員9社に現地説明スタッフの協力をお願いし、また、配布物として桜チップ・ひのきチップを協賛会社より提供を受けたほか、計13社より協賛金・配布物を頂戴した。また、ワークショップ材料の間伐材、パーティクルボード、松ぼっくり、木の枝は会員企業と北日本協会からご提供頂いた。

3. リサイクル技術及びリサイクル関連法案整備のための調査、研究事業

支出額 1,243 千円

(1) 木材資源リサイクル調査及び広報活動推進委員会の開催

木材資源のリサイクルにおける調査及び広報に関する手法や内容の検討のほか、FIT 制度に関する課題や、木質バイオマスの需給及び国への要望事項等について検討した。

第 1 回委員会 6 月 27 日

第 2 回委員会 9 月 27 日

第 3 回委員会 11 月 30 日

第 4 回委員会 3 月 18 日

(2) 木質チップの需要調査

マテリアル・サーマルユーザーに対して木質チップ需要の動向について調査を行った。本年度はサーマルユーザー対象に新規の質問項目として、投入量比での年間予定数量を種類別に調査した。また集計結果については、これまでの全国規模での集計のほか、連合会の 6 つの地域区分に従って地域別の集計も行った。結果についてはユーザー懇談会において報告したほか、ホームページへも掲載した。

(3) 会員実態調査

木質チップ生産会員を対象に、地域協会ごとの生産量、品目別取引量、需要先別の生産割合などについて調査を行った。結果をユーザー懇談会で報告したほか、ホームページへも掲載した。

(4) 木質チップ市場価格実勢調査

木質チップ生産会員を対象に、4 月及び 10 月時点の地域ごとの木質チップ価格帯を調査し、「地域別木質チップ市場価格」として集計結果を公表した。

(5) 大規模災害への対応—連合会チップメーカー会員の許可能力について

連合会に所属する木質チップメーカーを対象に、木くず破碎の許可能力について調査を行った。調査は連合会ホームページ内の木材リサイクルマップに掲載の工場を対象とし、地域別の許可能力を算出。連合会としての潜在能力を地域別に把握した。

(6) 発電利用に供する木質バイオマス証明に係る事業者認定事業(固定価格買取制度)

平成 24 年 8 月に連合会が「発電利用に供する木質バイオマス証明に関する自主行動規範」、「認定実施要領」を策定し、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス証明についての認定団体となった。申請受付は各地域協会が行い、各地域協会に審査委員会を設置し、現地確認及び審査を行い、連合会名で認定書を発行している。認定期間は 3 年間のため、平成 27 年度からは継続申請に係る受付、審査も始まって

いる。各地域協会で平成 30 年度は 6 事業所の新規認定を行い、35 事業所の継続認定を行った。全国で平成 30 年度末時点では 94 事業所が認定されており、令和元年 6 月 6 日時点では 92 事業所が認定されている。平成 29 年度の実績報告は、認定 86 事業所から提出された。また、平成 29 年 3 月に、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)が発表され、「3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築」の中で、「建設資材廃棄物を燃料とする場合、燃料調達地域の木材資源リサイクル協会との事前調整を行うこと」という文言が加えられた。また平成 31 年 4 月施行の FIT ガイドライン改訂およびバイオマス比率の変更への対応に関連して、発電事業者による連合会への事前調整の問い合わせが多くあった。

#### (7) 国への「要望書」の検討

木材資源のリサイクルの推進にかかる制度改善及び課題解消に必要な事項について、国の関係省庁に対して、例年は 1 月に要望書の提出を行っていたが、国の予算編成の時期と合わせ、平成 31 年度 5 月～6 月頃に提出することと変更した。平成 30 年度は、要望書の内容を委員会及び理事会にて、詳細に検討し整理した。

要望書提出予定先 環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

#### (8) 「木質チップに係る需給問題検討会」の開催

例年は、国へ提出した要望書の回答を聞く場として開催していた会議であるが、国への要望書提出を次年度 5 月～6 月頃と変更したため、平成 30 年度は連合会が関係する国の 4 省庁を招き、制度改善や課題解消に向けて情報交換、意見交換を行った。

平成 30 年 2 月 27 日(水) I K E ・ B i z としま産業振興プラザ 6 F 多目的ホール

(出席) 国：環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省

連合会役員、地域協会会員、事務局、報道機関 合計 73 名出席

#### (9) 木質チップの性状調査（共販事業）

当連合会は平成 22 年 12 月に「木質リサイクルチップの品質規格」を策定した(平成 25 年 8 月改訂)。また、(一社)日本木質バイオマスエネルギー協会とともに平成 27 年 2 月に「燃料用木質チップの品質規格」を定めた。品質規格に則り、現在出荷している木質チップの性状、有害物質成分の調査について、協会及び協会会員が委託する際、会員向け特別価格で行うことができ、その一部が連合会及び委託した会員の所属地域協会に還元された。検査方法の統一化と、会員の便宜のため、引き続きこの制度に基づき委託を促進する。

#### (10) 先進事例視察

11 月 20 日～21 日に愛知県・三重県にて、サミット半田パワー(株)、バイオマスパワーテクノロジー(株)、三重エネウッド(株)、(株)グリーンエネルギー津の計 4 カ所を視察し、国内最大規模の木質バイオマス発電所から地方創生を支える地域に根差した FIT 発電

施設など、規模の異なる施設を4カ所調査し、総計38名が参加した。

(11)工場見学会

10月23日に熊本の東大商事(株)の新港リサイクルセンターを視察した。連合会役員、事務局及び九州協会会員など18名が参加し、AIによる最新鋭の全自動廃棄物自動選別ラインを見学したほか、工場におけるAI導入の実情とメリットについて調査した。

4. 木材資源等の再利用を通じた環境保全に関する情報提供事業

支出額 667千円

(1) ホームページ等通信手段を活用し、幅広く情報を提供した。

バイオマス証明認定事業者一覧

FIT認定事業者の取扱実績報告

地域別木質チップ市場価格実勢調査結果一覧 等を掲載

また、「建設系廃木材需給調査」概要版を会員専用ページから一般公開した。

(2) 国・自治体の施策への協力と調整

適時関係省庁等を訪問し、情報交換を行った。

7月9日 環境省・資源エネルギー庁・林野庁・国土交通省

9月3日 環境省・資源エネルギー庁

9月7日 林野庁・国土交通省

10月5日 環境省・資源エネルギー庁・林野庁・国土交通省

1月9日 環境省・資源エネルギー庁・林野庁・国土交通省

2月15日 資源エネルギー庁・林野庁・国土交通省

(3) ユーザー懇談会の開催

「最近の木質バイオマスの需給動向について」をテーマに、関係省庁の担当者の出席を得て、マテリアル、サーマルユーザーとの意見交換を行った。

11月14日(水) 豊洲文化センター

マテリアル業界 日本繊維板工業会、ボード会社、製紙会社、セメント会社

サーマル業界 製紙会社、セメント会社、売電会社、プラントメーカー

行政関係 環境省、経済産業省、農林水産省

連合会関係 連合会役員、事務局、各協会役員、地域協会事務局

その他・プレス 参加者約80名

(4) 組織の強化事業

会員不在県の解消と会員の拡大を目標として、地域協会と連携して活動を行った。現在会員が1社のみの北海道、また、北陸地方、四国地方を重点地域として、平成31年度も引き続き活動を続ける。

5. 木材資源等の再利用に関する活動を行う団体に関する助言、指導又は援助事業

支出額 832 千円

- (1) 各地域協会の事業活動に協調するとともに、総会等のイベントに参加し、会員とのコミュニケーションを図った。
- 5月8日 中四国木材資源リサイクル協会総会(理事長出席)
  - 5月25日 関東木材資源リサイクル協会総会(理事長・副理事長・事務局出席)
  - 6月5日 北日本木材資源リサイクル協会理事会出席(専務理事)
  - 9月25日 北日本木材資源リサイクル協会理事会出席(専務理事)
  - 10月19日 東海木材資源リサイクル協会総会(理事長・専務理事出席)
  - 3月6日 北日本木材資源リサイクル協会総会(事務局長出席)
- (2) 5月24日、NEW環境展(東京ビッグサイトで開催)内の、セミナーにて、「木質チップの品質向上と適合チップ認定制度」と題して専務理事が講演を行った。
- (3) 「建設副産物リサイクル広報推進会議」の機関誌編集部会に専務理事がオブザーバー委員として会議に出席した。
- (4) 「平成30年度建設廃棄物に含有される残留性有機汚染物質に関する調査・検討」において、調査会社である株式会社エックス都市研究所に情報提供を行った。
- (5) 「平成30年度災害廃棄物再生利用促進調査検討業務」に関連して、請負者の(一社)泥土リサイクル協会に情報提供を行い、同業務における意見交換会(東京・大阪で開催)に九州協会事務局と連合会専務理事が出席した。

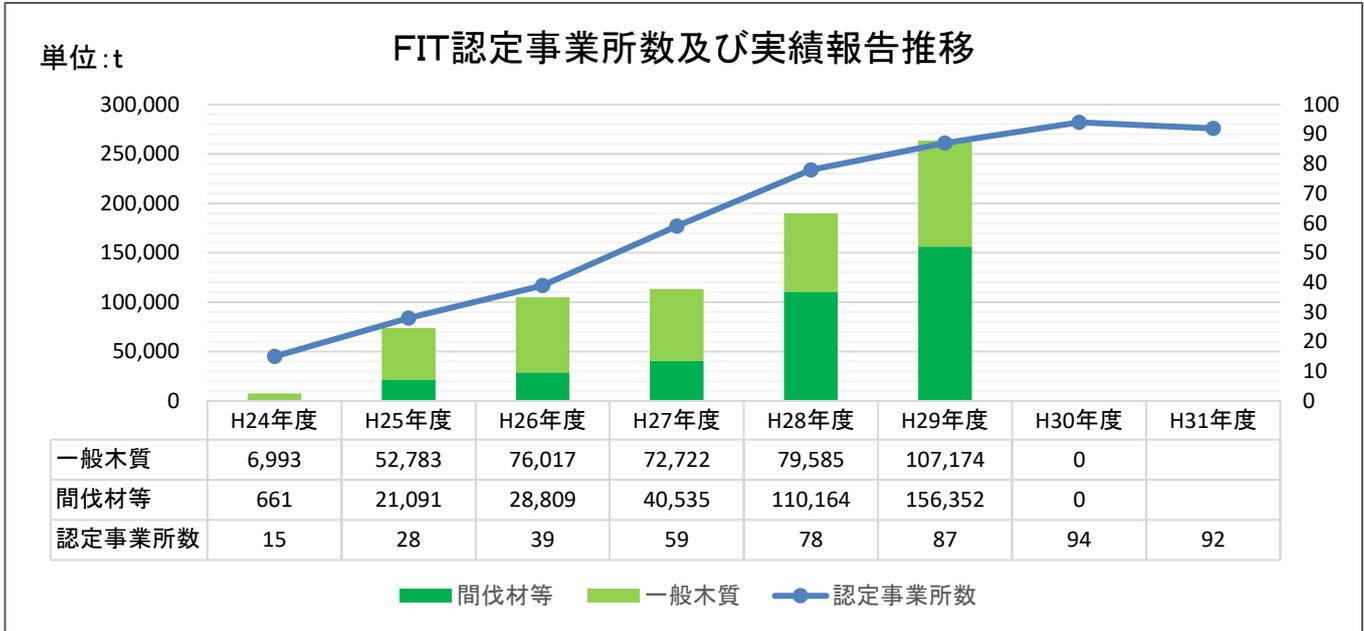
平成30年度事業実施報告

認定特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総会		25日										
理事会	26日						23日@熊本				6日@横浜	
調査広報委員会			27日			27日		30日				18日
国へ要望						← 要望事項まとめ・精査 提出は次年度5～6月 →						
アンケート調査	価格調査 実施				ユーザー調査 会員調査 実施		価格調査 実施					
講演会		25日										
ユーザー懇談会								14日 @豊洲シビック センター				
需給問題検討会											27日 @としま産業振 興プラザ	
環境教育 イベント出展		12日～13日 「みどりとふれあう フェスティバル」			22日 本棚講 座 @中央区				エコプロダクツ 6日～8日			
視察・研修								20日～21日 @愛知・三重				
その他情報提供等		24日 環境展セミナー 講演										災害意見交換会 @東京・大阪

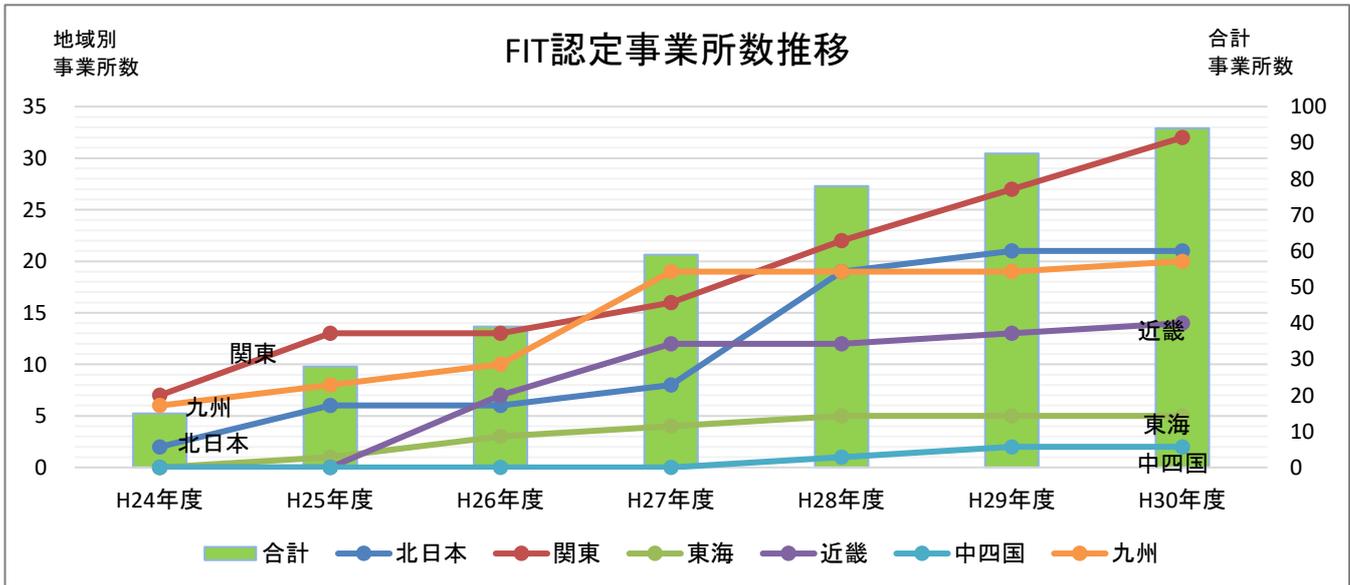
FIT認定事業所実績報告書 出荷量の推移

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
認定事業所数	15	28	39	59	78	87	94	92
間伐材等	661	21,091	28,809	40,535	110,164	156,352	集計中	
一般木質	6,993	52,783	76,017	72,722	79,585	107,174	集計中	



FIT認定事業所数 地域別の推移

地域	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
北日本	2	6	6	8	19	21	21	20
関東	7	13	13	16	22	27	32	31
東海	—	1	3	4	5	5	5	5
近畿	—	—	7	12	12	13	14	14
中四国	—	—	—	—	1	2	2	2
九州	6	8	10	19	19	19	20	20
合計	15	28	39	59	78	87	94	92



第2号議案 平成30年度決算

貸借対照表

全国木材資源リサイクル協会連合会

[税込] (単位:円)  
平成31年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		未 払 金	612,043
現 金	114,510	預 り 金	298,417
普通 預金	8,781,921	流動負債 計	910,460
現金・預金 計	8,896,431	<b>負債合計</b>	<b>910,460</b>
(売上債権)		<b>正 味 財 産 の 部</b>	
未 収 金	54,574	<b>【正味財産】</b>	
売上債権 計	54,574	前期繰越正味財産額	7,336,377
流動資産合計	8,951,005	当期正味財産増減額	704,168
		正味財産 計	8,040,545
		<b>正味財産合計</b>	<b>8,040,545</b>
<b>資産合計</b>	<b>8,951,005</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>8,951,005</b>

# 活動計算書

【税込】(単位:円)

全国木材資源リサイクル協会連合会

自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日

<b>【経常収益】</b>		
<b>【受取会費】</b>		
正会員受取会費	3,835,000	
賛助会員受取会費	1,110,000	4,945,000
<b>【受取寄付金】</b>		
受取寄付金		3,600,000
<b>【事業収益】</b>		
事業 収益		407,394
<b>【その他収益】</b>		
受取 利息		77
経常収益 計		8,952,471
<b>【経常費用】</b>		
<b>【事業費】</b>		
(人件費)		
給料 手当(事業)	1,512,000	
通 勤 費(事業)	140,960	
法定福利費(事業)	384,375	
人件費計	2,037,335	
(その他経費)		
旅費交通費(事業)	365,403	
地代家賃(事業)	722,845	
会 議 費(事業)	248,034	
調査費(事業)	359,149	
広告宣伝費(事業)	304,602	
印刷製本費(事業)	122,272	
H P 管理費(事業)	307,962	
消耗品 費(事業)	58,218	
通信運搬費(事業)	147,377	
支払手数料(事業)	18,468	
研 修 費(事業)	63,624	
その他経費計	2,717,954	
事業費 計		4,755,289
<b>【管理費】</b>		
(人件費)		
給料 手当	168,000	
役員 報酬	2,520,000	
通 勤 費	77,702	
法定福利費	399,818	
人件費計	3,165,520	
(その他経費)		
地代 家賃	80,316	
消耗品 費	6,469	
通信運搬費	16,375	
支払手数料	2,052	
雑 費	1,050	
会 議 費	132,654	
旅費交通費	73,610	
印刷製本費	13,586	
慶 弔 費	1,382	
その他経費計	327,494	
管理費 計		3,493,014
経常費用 計		8,248,303
当期経常増減額		704,168
<b>【経常外収益】</b>		
経常外収益 計		0
<b>【経常外費用】</b>		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		704,168
当期正味財産増減額		704,168
前期繰越正味財産額		7,336,377
次期繰越正味財産額		8,040,545

(注)今年度はその他の事業は実施しておりません。  
平成30年度の事業報告及び活動計算書・事業会計貸借対照表・事業会計財産目録について監査したところ、その内容はいずれも適正なものと認めました。

平成31年4月23日

監事

監事

## 【参考資料】

## 活動計算書事業内訳(平成30年度)

## 事業別損益の状況

- ①木材資源等の再利用に関する、出版物、ホームページ等による普及啓蒙事業  
 ②不法投棄等に関する環境保全のための、イベント、セミナー、シンポジウム、講演等の開催事業  
 ③リサイクル技術及びリサイクル関連法案整備のための調査、研究事業  
 ④木材資源等の再利用を通じた環境保全に関する情報提供事業  
 ⑤ 木材資源等の再利用に関する活動を行う団体に関する助言、指導又は援助に関する事業  
 ⑥その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(単位:円)

	①	②	③	④	⑤	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益								
1. 受取会費	303,000	300,000	372,000	200,000	250,000	1,425,000	3,520,000	4,945,000
2. 受取寄附金	766,000	758,000	941,000	505,000	630,000	3,600,000		3,600,000
3. 事業収益		234,895	80,611		91,888	407,394		407,394
4. その他収益							77	77
経常収益計	1,069,000	1,292,895	1,393,611	705,000	971,888	5,432,394	3,520,077	8,952,471
II 経常費用								
(1)人件費								
役員報酬							2,520,000	2,520,000
給料手当	302,400	302,400	302,400	302,400	302,400	1,512,000	168,000	1,680,000
通勤手当等	28,192	28,192	28,192	28,192	28,192	140,960	77,702	218,662
法定福利費	76,875	76,875	76,875	76,875	76,875	384,375	399,818	784,193
人件費計	407,467	407,467	407,467	407,467	407,467	2,037,335	3,165,520	5,202,855
(2)その他経費								
旅費交通費	19,155	19,155	189,154	19,155	118,784	365,403	73,610	439,013
地代家賃	144,569	144,569	144,569	144,569	144,569	722,845	80,316	803,161
会議費		55,685	73,429	26,920	92,000	248,034	132,654	380,688
調査費			359,149			359,149		359,149
研修費	63,624					63,624		63,624
業務委託費						0		0
広告宣伝費		304,602				304,602		304,602
印刷費	24,454	24,454	24,455	24,455	24,454	122,272	13,586	135,858
報償費						0		0
HP管理費	307,962					307,962		307,962
災害援助費						0		0
通信費	29,476	29,476	29,475	29,475	29,475	147,377	16,375	163,752
消耗品費	11,643	11,643	11,644	11,644	11,644	58,218	6,469	64,687
備品費						0		0
支払手数料	3,694	3,694	3,694	3,693	3,693	18,468	2,052	20,520
雑費						0	1,050	1,050
慶弔費						0	1,382	1,382
その他経費計	604,577	593,278	835,569	259,911	424,619	2,717,954	327,494	3,045,448
経常費用計	1,012,044	1,000,745	1,243,036	667,378	832,086	4,755,289	3,493,014	8,248,303
当期経常増減額	56,956	292,150	150,575	37,622	139,802	677,105	27,063	704,168

参考資料

寄付金受付状況

寄付件数 26 3,600,000 平成30年5月28日～平成31年3月31日

口数	北日本協会	関東協会	東海協会	近畿協会	中四国協会	九州協会	正会員 賛助会員	個人	合計
50									0
25	1	1	1	1					4
17									0
15				1					1
14			1						1
13									0
10						1			1
5	1	3			1				5
2	2								2
1	9	1				2			12
0.5									0
件数	13	5	2	2	1	3	0	0	26
口数計	43	41	39	40	5	12	0	0	180
金額計	860,000	820,000	780,000	800,000	100,000	240,000	-	-	3,600,000

環境調査手数料実績表(平成30年度)

単位:円

	連合会	北日本協会	関東協会	東海協会	近畿協会	中四国協会	九州協会	計	消費税	合計
4月分		3,700						3,700	296	3,996
5月分		19,700	5,600					25,300	2,024	27,324
6月分		3,700	14,400					18,100	1,448	19,548
7月分		3,700	2,500	8,250				14,450	1,156	15,606
8月分		19,700	5,000					24,700	1,976	26,676
9月分		3,700						3,700	296	3,996
小計	0	54,200	27,500	8,250	0	0	0	89,950	7,196	97,146
地域協会 前期還元分	—	27,100	13,750	4,125	0	0	0	44,975	—	—
10月分			5,000					5,000	400	5,400
11月分		16,000						16,000	1,280	17,280
12月分			3,100					3,100	248	3,348
1月分			5,300					5,300	424	5,724
2月分								0	0	0
3月分			2,500					2,500	200	2,700
小計	0	16,000	15,900	0	0	0	0	31,900	2,552	34,452
地域協会 後期還元分	—	8,000	7,950	0	0	0	0	15,950	—	—
合計	0	70,200	43,400	8,250	0	0	0	121,850	9,748	131,598
連合会 還元分	0	35,100	21,700	4,125	0	0	0	60,925	9,748	70,673
地域協会 還元分	—	35,100	21,700	4,125	0	0	0	60,925	—	60,925

年2回に分けて、税抜金額の半分を協会へ還元(振込手数料は連合会負担)

平成30年度連合会収入

上記実績表に年度間調整を行い、実際に30年度に収入した金額を決算額とする。

H30年(H29年度)2月分(H30年4月入金)	3,996
H30年(H29年度)3月分(H30年5月入金)	21,492
H30年4月～H31年1月分入金額	128,898
H29後期還元金	-28,800
H30前期還元金(未払い)	-44,975
	80,611

## 第 3 号議案

# 平成 31 年度事業計画

### 事業計画の概要

持続可能な循環型社会実現のため、産業廃棄物処理業は資源循環産業＝環境創造産業としての役割がますます高まっている。その役割を果たすためには、国際的動向を視野に入れつつ、地に足の着いた事業が求められる。そこで、従来 of 事業を新たな視点から見直し、時代の動きに合わせた事業を推進していく。その際、注視すべき事項は、国際的な動きとしての SDGs、資源循環産業として責任、森林大国・日本の特徴、IoT や AI の活用、災害対策への役割などが挙げられる。そして、当面すべき課題として、働き方改革への対応や人材確保、リサイクルの基盤を担う物流改革などがある。昨年度は再生可能エネルギーの導入と国民負担抑制の両面から F I T 制度の見直しが行われた。また、木質チップの余剰傾向に加え、中国における廃プラスチック等の輸入規制強化などによる国内エネルギーでの利用など新たな課題が発生した。ますます厳しさを増す木質チップ業界の状況を踏まえ、連合会としてさらに発展していくには、チップメーカーやチップ需要者など会員相互がそれぞれの立場を活かしつつ、連携を強化して難局に取り組んでいかなければならない。

平成 31 年度事業においては、広い視野と着実な事業を進めて課題解決に努めるとともに、引き続き「構想を提案する団体」として循環型社会形成の推進に寄与していく。

### 活動方針及び事業計画

#### 1. 活動基本方針

平成 31 年度の連合会の活動基本方針は、「展望」、「刺激」、「利点」、「発展」を基本にしつつ、特に今後の「発展」のための布石を打ち込む取組を進めていくこととする。

- ・ 展望…ニーズに即した将来像を提案
- ・ 刺激…地域協会と相互提案型の事業連携を実践
- ・ 利点…会員や一般に情報を伝えらえるシステムを構築
- ・ 発展…堅固な組織形成と拡大を推進

#### 2. 主な事業計画

事業費の総費用・・・6,753 千円

##### (1) 木材資源等の再利用に関する出版物、ホームページ等による普及啓蒙事業

事業費の費用・・・1,600 千円

###### ①ホームページの活用

通常総会、ユーザー懇談会、国との検討会などの資料やそこで交わされた意見を適切に情報提供する。また、新設の地域協会のコーナーや FIT 関連などの事項を情報提供手段として有効に活用する。

###### ②関係会議や講習会などへの参加

講習会等へ積極的に参加して各方面の情報収集に努め、得た情報を適切に提供する。

##### (2) 不法投棄等に関する環境保全のための、イベント、セミナー、シンポジウム、講演会等の開催事業

事業の費用・・・1,326 千円

①木材リサイクルの推進に向けたセミナー・講演会等の開催

講演会の開催（6月）、毎年12月に東京ビックサイトで開催される「エコプロダクツ2019」への出展のほか、効果あるイベントに対して積極的に出展する。

②社会貢献・CSR活動

あらゆる機会を捉え、連合会組織の事業活動の広報に努めるとともに、地域での環境講座等へ参加する。連合会や地域協会、会員企業が市民に対して木材リサイクルの意義と連合会等の活動を広報するためのツールを制作し、環境教育等に活用する。

(3) リサイクル技術及びリサイクル関連法案整備のための調査、研究事業

事業の費用・・・1,626千円

①調査及び広報活動推進委員会の定期的開催

各種調査の実施、課題の把握、先進事例の視察等を検討する。

ア. 各種調査の活用

毎年度の木質バイオマス需要調査や木質チップ等生産会員実態調査、平成28年度・29年度にわたる「建設系廃木材需給調査」等の各種調査を、国や関係団体等に対する、連合会としての情報発信や意見提出の資料として活用する。

イ. 先進地域視察

平成30年度の愛知県・三重県の視察に続き、国内の先進事例を調査対象に選定し、現地で視察・確認することにより知見を深める。

ウ. 国への要望

木質資源のリサイクル利用、廃棄物の適正処理、再生可能エネルギーの活用、円滑な事業推進や木質チップの需給等の課題解決のために、必要な法・制度改善について、連合会として関係省庁へ効果的な要望を行うため、要望事項について検討する。

- ・ 要望日程 次年度予算編成の始まる5月から6月を予定。
- ・ 国への要望行動に続いて、木質チップに係る需給問題検討会を開催する。

②木質リサイクルチップの品質向上と安定供給のための調査

ア. 適合チップ認定制度

厳しさを増す木質チップを取り巻く状況の中、品質の良いチップを安定的に供給するというニーズがますます高まりを見せている。この対応のために、関東協会において平成30年度にスタートした「適合チップ認定制度」の課題解決に努めるとともに、全国的な制度として活用するための課題を克服し、連合会制度として定着させ、木質チップの品質向上と安定供給に努める。

イ. 品質調査・分析(共販事業)

現在、各協会の会員が委託した品質分析費の10%が連合会の手数料として連合

会に還元されており、そのうち5%相当分を、委託した会員の所属する協会へ還元している。比較的安定して委託が行われているものの、今後調査実施企業が増えるよう、引き続き働きかける。

#### ウ. 木質バイオマス需要調査

マテリアル・サーマルユーザーに対する需要動向調査を行い、結果を適切に公表する。調査項目については時代の動向を踏まえ、適切に加除訂正していく。

#### エ. 木質チップ等生産会員実態調査及び市場価格実勢調査

木質チップ生産会員に地域ごとの生産量、品目別取扱量、需要先別の生産割合などの調査を行うとともに、木質チップ市場価格実勢調査を行い、結果を適切に公表する。調査項目については時代の動向を踏まえ、適切に加除訂正していく。

#### オ. 木くずの適正処理の検討

品質向上と安定確保のために必要なコスト増に対応するため、企業努力とともに、廃棄物処理法における排出者責任の強化に対して、会員が受託者としての説明責任を果たすため、適正な処理コストについて関係者の理解を深める。

### ③再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT 制度）への対応

平成 24 年 8 月に連合会が「自主行動規範」を策定し、木質バイオマス証明の認定団体となり、平成 31 年 2 月現在全国で 93 事業者の認定を行ってきたが、2019 年度も着実に新規および継続認定事務を行う。

また、本制度の施行から 6 年半が経過して各種の見直しが行われている。しかし、発電施設が急激に増加していることもあり、木材資源の適正な需給の確保等、種々の課題が提起されている。これらの課題について、関係する国の省庁や機関と適切な調整を行うとともに、課題対応のための調査、情報提供、研究事業を行う。

さらに、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」に明記された当地域協会との事前調整を確実にするために適切な情報収集と提供に努める。

ア. 急激に増加しているバイオマス発電所の建設に係る設備認定に対し、「既存事業に影響を及ぼさない」という制度の前提をより厳密に担保するため、連合会として木質バイオマス燃料の調達の可能性について意見を国に具申しているが、個別の申請に対する国の審査過程において、地域の状況に応じた意見が述べられるよう、リアルタイムでの情報把握に努める。

イ. 木質バイオマス発電所の設備認定状況、稼働状況、木質燃料の需給状況の把握、情報提供に努める。

## （4）木材資源等の再利用を通じた環境保全に関する情報提供事業

事業の費用・・・976 千円

### ①ユーザー懇談会の開催

木材資源のリサイクル、各種制度の現状等に関する情報交換、情報提供のため、ユ

一ザ一懇談会を開催する。

②会員不在県の解消と会員の拡大

現在会員が1社にとどまっている北海道、また、北陸、四国地域の会員増強と新規会員の入会状況を見ながら、今後も、地域協会と協力し、会員不在県の解消や拡大に向け一層努力する。

(5) 木材資源等の再利用に関する活動を行う団体に関する助言、指導又は援助事業  
事業の費用・・・1,225千円

①国際交流と人材育成

木質バイオマス事業を推進しようとする関係団体との交流、外国人を含む人材育成に貢献できるよう情報収集及び検討を行う。

②各地域協会との連携

各地域協会の事業活動に協調するとともに、総会等のイベントに参加し会員とのコミュニケーションを図る。

③寄付金の募集

会員各位には、日頃から寄付金の拠出に支援と協力をお願いしているが、平成31年度も引き続き構想を提案する団体としての活動を深めるため、目標金額を前年度実績の360万円に設定し支援をお願いする。



第4号議案 平成31年度当初予算

認定特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会  
活動予算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科目	金額		合計
I 経常収益			
※1 受取会費			
正会員受取会費	3,912,000		
賛助会員受取会費	1,080,000		
入金	0		
受取会費計	4,992,000		
2 受取寄付金	3,600,000		
3 事業収益	300,000		
4 その他収益	0		
経常収益計		8,892,000	8,892,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
* 給料手当等	1,620,000		
* 通勤手当等	150,000		
* 法定福利費	400,000		
* 人件費計	2,170,000		
(2) その他経費			
* 旅費交通費	500,000		
* 地代家賃	720,000		
* 会議費	350,000		
* 調査費	500,000		
* 諸会費	100,000		
* 研修費	100,000		
* 業務委託費	100,000		
* 広告宣伝費	300,000		
* 印刷費	500,000		
* 報償費	0		
* HP管理費	200,000		
* 災害援助費	100,000		
* 慶弔費	60,000		
* 消耗品費	72,000		
* 通信費	225,000		
* 備品費	720,000		
* 雑費	9,000		
* 支払手数料	27,000		
* その他経費計	4,583,000		
事業費計		6,753,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
* 給料手当	180,000		
* 役員報酬	2,520,000		
* 通勤手当等	80,000		
* 法定福利費	450,000		
* 人件費計	3,230,000		
(2) その他経費			
* 地代家賃	80,000		
* 会議費	150,000		
* 消耗品費	8,000		
* 通信費	25,000		
* 備品費	80,000		
* 支払手数料	3,000		
* 雑費	1,000		
* その他経費計	347,000		
管理費計		3,577,000	
経常費用計			10,330,000
当期正味財産増減額			△ 1,438,000
前期繰越正味財産額			8,040,545
次期繰越正味財産額			6,602,545

\*事業費と管理費に按分して計上している

当初予算 参考資料

収入	H30当初予算	H30収入	H31予算案
正会員	3,836,000	3,835,000	3,912,000
賛助会員	1,152,000	1,110,000	1,080,000
入会金	50,000	0	0
受付寄付金	3,000,000	3,600,000	3,600,000
事業収益	300,000	407,394	300,000
その他収益	0	77	0
計	8,338,000	8,952,471	8,892,000
前期繰越額	7,336,377	7,336,377	8,040,545
合計	15,674,377	16,288,848	16,932,545

支出

	H30予算	H30決算①	H31予算案②	増減②-①
人件費 給与手当	1,680,000	1,680,000	1,800,000	120,000
通勤手当等	230,000	218,662	230,000	11,338
人件費 役員報酬	2,520,000	2,520,000	2,520,000	0
法定福利費	800,000	784,193	850,000	65,807
旅費交通費	1,400,000	439,013	500,000	60,987
地代家賃	850,000	803,161	800,000	-3,161
会議費	1,006,000	380,688	500,000	119,312
調査費	1,520,000	359,149	500,000	140,851
諸会費	0		100,000	100,000
研修費	200,000	63,624	100,000	36,376
業務委託費	1,000,000		100,000	100,000
広告宣伝費	800,000	304,602	300,000	-4,602
印刷費	1,300,000	135,858	500,000	364,142
報償費	0		0	0
HP管理費	300,000	307,962	200,000	-107,962
災害援助費	300,000		100,000	100,000
通信費	245,000	163,752	250,000	86,248
消耗品費	250,000	64,687	80,000	15,313
備品	600,000		800,000	800,000
支払手数料	35,000	20,520	30,000	9,480
雑費	398,377	1,050	10,000	8,950
慶弔費	240,000	1,382	60,000	58,618
	15,674,377	8,248,303	10,330,000	2,081,697

平成31年度正会員年会費の算出

	会員数	取扱量(万t)	今年度会費(千円)	前年度との差額(千円)
北日本	67	66	976	12
関東	63	197	1,479	61
東海	13	66	460	11
近畿	10	50	351	16
中四国	15	11	267	-15
九州	6	36	235	-9
協会に所属しない正会員	1		144	0
合計	175	425.8	3,912	77

## 第5号議案

特定非営利活動法人  
全国木材資源リサイクル協会連合会

### 定款の変更

1. (特定非営利活動の種類)第4条において、第3条の目的を達成するため、6種類の特定非営利活動を行うと定めているが、特定非営利活動促進法の第一章第二条関係の別表に記載されている、特定非営利活動と文言を一致させる。
2. (事業の種類)第5条において、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として6つの事業を行うと定めているが、該当条文について木材資源に関わる現在の実情を反映させた文言に訂正する。
3. (理事会の開催)第34条3号において、理事会の開催を「監事からの招集請求があったとき」と定めているが、該当条文に招集請求の文言がないため、(職務)第15条の5項 監事の職務において、5号に理事会の招集請求について追加する。
4. (理事会の開催)第34条3号に「第15条4項4号の規定により」とあるが、該当箇所の条項「第15条5項5号」へ変更する。
5. (任期等)第16条の2項に役員短縮規定を追加する。また、第16条3項の補欠役員の任期にも2項の規定を適用させるため、項の順番を2項を3項へ、3項を2項へ変更する。
6. (理事会の議決)第37条の文言を訂正する。
7. 第4条、第5条、第15条、第16条、第34条、第37条の変更に伴い、附則を追加する

#### 〈変更内容太字〉

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) **子ども**の健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として

次の事業を行う。

- (1) 木材資源等の再利用に関する出版物、ホームページ等による普及啓発事業
- (2) 木材資源等の再利用に関する環境保全のための、イベント、セミナー、シンポジウム、講演等の開催事業
- (3) 木材資源等の再利用に関する技術及び法案整備のための調査、研究事業
- (4) 木材資源等の再利用を通じた環境保全に関する情報提供事業
- (5) 木材資源等の再利用に関する活動を行う団体に関する助言、指導又は援助に関する事業
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(職務)

第15条

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(理事会の開催)

第34条 (3) 第15条5項5号の規定により、監事からの招集請求があったとき。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

附則

15 平成〇年〇月〇日改正 第4条 文言の修正 第5条 文言の修正 第15条 監事の理事会招集請求の追加 第16条 役員短縮規定の追加 項番号の変更 第34条 該当条文番号の訂正 第37条 文言の修正

—これまでの規定（参考）—

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- （1）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- （2）社会教育の推進を図る活動
- （3）まちづくりの推進を図る活動
- （4）環境の保全を図る活動
- （5）子供の健全育成を図る活動
- （6）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- （1）木材資源等の再利用に関する、出版物、ホームページ等による普及啓蒙事業
- （2）不法投棄等に関する環境保全のための、イベント、セミナー、シンポジウム、講演等の開催事業
- （3）リサイクル技術及びリサイクル関連法案整備のための調査、研究事業
- （4）木材資源等の再利用を通じた環境保全に関する情報提供事業
- （5）木材資源等の再利用に関する活動を行う団体に関する助言、指導又は援助に関する事業
- （6）その他本法人の目的を達成するために必要な事業

（職務）

第15条

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- （5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(理事会の開催)

第34条

(3) 第15条4項4号の規定により、監事からの招集請求があったとき。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定あらかじめ通知した事項とする。

## 第6号議案

### 役員の変更

全国木材資源リサイクル協会連合会理事会

令和元年6月6日(定款第16条により令和元年5月18日までの任期を総会終結まで伸長)で、現行役員が満了となることから、次のとおり改選したい。

現役員名簿

平成29年5月19日～令和元年5月18日

	役名	会社名	役職	氏名	所属協会及び役職
1	理事	(株)グーン	代表取締役会長	藤枝 慎治	関東木材資源リサイクル協会 会長
2	理事	(株)クリーンシステム	代表取締役	鈴木 隆	NPO法人北日本木材資源リサイクル協会 代表理事
3	理事	フルハシEPO(株)	代表取締役副社長	山口 昭彦	東海木材資源リサイクル協会 会長
4	理事	木材開発(株)	取締役	鷹野 賢次郎	近畿木材資源リサイクル協会 会長
5	理事	(有)片岡久工務店	代表取締役	片岡 重治	中四国木材資源リサイクル協会 会長
6	理事	中山リサイクル産業(株)	代表取締役社長	中山 智	九州木材資源リサイクル協会 会長
7	理事	遠野興産(株)	代表取締役	中野 光	NPO法人北日本木材資源リサイクル協会 副代表理事
8	理事	仙台環境開発(株)	代表取締役社長	櫻井 慶	NPO法人北日本木材資源リサイクル協会 専務理事
9	理事	(株)タケエイ	取締役常務執行役員	徳山 重男	関東木材資源リサイクル協会
10	理事	岐阜代用燃料(株)	代表取締役	石田 謙治	東海木材資源リサイクル協会 会計監査
11	理事	関西チップ工業(株)	代表取締役	船越 登	近畿木材資源リサイクル協会 副会長
12	理事	ホクザイ運輸(株)	代表取締役	河本 一成	九州木材資源リサイクル協会 副会長
13	理事	認定NPO法人全国木材資源リサイクル協会連合会	専務理事	原 信男	
14	監事	住友林業(株)	東京営業部 チップグループ主席	矢吹 賢二	関東木材資源リサイクル協会 理事
15	監事	まるふく商事(株)	代表取締役社長	田中 一正	中四国木材資源リサイクル協会 監事

#### 1. 徳山重男氏の任期満了により退任することに伴い、粕谷毅氏を後任とする。

粕谷毅氏所属:株式会社タケエイ 取締役常務執行役員 事業本部長兼川崎リサイクルセンター長

就任期日: 令和元年6月6日

任期: 令和3年6月5日まで

#### 2. 上記以外の役員は留任とする。

任期は令和元年6月6日から令和3年6月5日まで

## 第7号議案

### 令和2年度事業計画

#### 事業計画の概要

持続可能な循環型社会実現のため、産業廃棄物処理業は資源循環産業としての役割がますます高まっている。その役割を果たすためには、国際的動向を視野に入れつつ、地に足の着いた事業が求められる。そこで事業推進に当たり、前年度に引き続き、国際的な動きとしてのSDGs、資源循環産業として責任、森林大国・日本の特徴、IoTやAIの活用、災害対策への役割などを注視していく。そして、当面する課題として、中小企業に適用拡大される働き方改革への対応や人材確保、リサイクルの基盤を担う物流改革などに取り組んでいく。また、令和2年度は東京オリンピック開催の年であり、その影響をしっかりと見据えていく必要がある。さらに、年度末にはFIT制度の自立的な普及に向けた抜本的な見直しが予定されている。木質チップ業界を巡る先行きが不透明な中、連合会としてさらに発展していくには、チップメーカーやチップ需要者など会員相互がそれぞれの立場を活かしつつ、連携を強化して難局に取り組んでいかなければならない。

令和2年度事業においては、広い視野と着実な事業を進めて課題解決に努めるとともに、引き続き「構想を提案する団体」として循環型社会形成の推進に寄与していく。

#### 活動方針及び事業計画

##### 1. 活動基本方針

令和2年度の連合会の活動基本方針は、「展望」、「刺激」、「利点」、「発展」を基本にして取組を進めていくこととする。

- ・ 展望…ニーズに即した将来像を提案
- ・ 刺激…地域協会と相互提案型の事業連携を実践
- ・ 利点…会員や一般に情報を伝えらえるシステムを構築
- ・ 発展…堅固な組織形成と拡大を推進

##### 2. 主な事業計画

事業の総費用・・・5,389千円

##### (1) 木材資源等の再利用に関する出版物、ホームページ等による普及啓発事業

事業の費用・・・947千円

###### ①ホームページの活用

通常総会、ユーザー懇談会、国との検討会などの資料やそこで交わされた意見を適切に情報提供する。また、地域協会コーナーやFIT関連の事項などを情報提供手段として有効に活用する。

###### ②関係会議や講習会などへの参加

講習会等へ積極的に参加して各方面の情報収集に努め、得た情報を適切に提供する。

##### (2) 木材資源等の再利用に関する環境保全のための、イベント、セミナー、シンポジウム、講演会等の開催事業

事業の費用・・・1,047千円

###### ①木材リサイクルの推進に向けたセミナー・講演会等の開催

総会に合わせた講演会の開催、日比谷公園で開催される「みどりの感謝祭」や東京ビックサイトで開催される「エコプロダクツ」への出展のほか、効果あるイベン

トに対して積極的に出展する。

## ②社会貢献・CSR活動

あらゆる機会を捉え連合会組織の事業活動の広報に努めるとともに、連合会会員の協力を得て地域での環境講座等へ参加する。また、連合会や地域協会、会員企業が市民に対して木材リサイクルの意義と連合会等の活動を広報するためのツールを制作し、環境教育等に活用する。

## (3) 木材資源等の再利用に関する技術及び法案整備のための調査、研究事業

事業の費用・・・1,480 千円

### ①調査及び広報活動推進委員会の定期的開催

各種調査の実施、課題の把握、先進事例の視察等を検討する。

#### ア. 各種調査の活用

毎年度の木質バイオマス需要調査や木質チップ等生産会員実態調査、「建設系廃木材需給調査」等の各種調査を、国や関係団体等に対する、連合会としての情報発信や意見提出の資料として活用する。

#### イ. 先進地域視察

平成 31 年度の広島県・岡山県の視察に続き、国内の先進事例を調査対象に選定し、現地で視察・確認することにより知見を深める。

#### ウ. 国への要望

木質資源のリサイクル利用、廃棄物の適正処理、再生可能エネルギーの活用、円滑な事業推進や木質チップの需給等の課題解決のために、必要な法制度改善について、連合会として関係省庁へ効果的な要望を行うため、要望事項について検討する。

- ・ 要望日程 次年度予算編成の始まる 5 月から 6 月を予定。
- ・ 国への要望行動に続いて、木質チップに係る需給問題検討会を開催する。

### ②木質リサイクルチップの品質向上と安定供給のための調査

#### ア. 適合チップ認定制度

適合チップ認定制度を連合会制度として定着させ、木質チップの品質向上と安定供給に努める。

#### イ. 品質調査・分析(共販事業)

現在、各協会の会員が委託した品質分析費の 10%が連合会の手数料として連合会に還元されており、そのうち 5%相当分を、委託した会員の所属する協会へ還元している。比較的安定して委託が行われているものの、今後調査実施企業が増えるよう、引き続き働きかける。

#### ウ. 木質バイオマス需要調査

マテリアル・サーマルユーザーに対する需要動向調査を行い、結果を適切に公表する。調査項目については時代の動向を踏まえ、適切に加除訂正していく。

#### エ. 木質チップ等生産会員実態調査及び市場価格実勢調査

木質チップ生産会員に地域ごとの生産量、品目別取扱量、需要先別の生産割合などの調査を行うとともに、木質チップ市場価格実勢調査を行い、結果を適切に公表する。調査項目については時代の動向を踏まえ、適切に加除訂正していく。

#### オ. 木くずの適正処理の検討

品質向上と安定確保のために必要なコスト増に対応するため、企業努力とともに、廃棄物処理法における排出者責任の強化に対して、会員が受託者としての説明責任を果たすため、適正な処理コストについて関係者の理解を深める。

### ③再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT 制度）への対応

平成 24 年 8 月に連合会が「自主行動規範」を策定し、木質バイオマス証明の認定団体となり、連合会会員を中心に多くの事業者認定を行ってきたが、令和 2 年度も着実に新規および継続認定事務を行う。しかし、発電施設が急激に増加していることもあり、木材資源の適正な需給の確保等、種々の課題が提起されている。これらの課題について、関係する国の省庁や機関と適切な調整を行うとともに、課題対応のための調査、情報提供、研究事業を行う。

また、年度末には同制度の自立的な普及に向けた抜本的見直しが予定されており、この動きを注視していかなければならない。

さらに、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」に明記された当地域協会との事前調整を確実にするために適切な情報収集と提供に努める。

ア. 急激に増加しているバイオマス発電所の建設に係る設備認定に対し、「既存事業に影響を及ぼさない」という制度の前提をより厳密に担保するため、連合会として木質バイオマス燃料の調達の可能性について意見を国に具申しているが、個別の申請に対する国の審査過程において、地域の状況に応じた意見が述べられるよう、リアルタイムでの情報把握に努める。

イ. 木質バイオマス発電所の設備認定状況、稼働状況、木質燃料の需給状況の把握、情報提供に努める。

## （4）木材資源等の再利用を通じた環境保全に関する情報提供事業

事業の費用・・・827 千円

### ①ユーザー懇談会の開催

木材資源のリサイクル、各種制度の現状等に関する情報交換、情報提供のため、ユーザー懇談会を開催する。

### ②会員不在県の解消と会員の拡大

現在会員が 1 社にとどまっている北海道、また、北陸、四国地域の会員増強と新

規会員の入会状況を見ながら、今後も、地域協会と協力し、会員不在県の解消や拡大に向け一層努力する。

**(5) 木材資源等の再利用に関する活動を行う団体に関する助言、指導又は援助事業  
事業の費用・・・1,088 千円**

①国際交流と人材育成

木質バイオマス事業を推進しようとする関係団体との交流、外国人を含む人材育成に貢献できるよう情報収集及び検討を行う。

②各地域協会との連携

各地域協会の事業活動に協調するとともに、総会等のイベントに参加し会員とのコミュニケーションを図る。

③寄付金の募集

会員各位には、日頃から寄付金の拠出に支援と協力をお願いしているが、令和2年度も引き続き構想を提案する団体としての活動を深めるため、目標金額を前年度同様 360 万円に設定し支援をお願いする。

第8号議案

令和2年度当初予算

認定特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会  
活動予算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科目	金額		合計
I 経常収益			
※1 受取会費			
正会員受取会費	3,912,000		
賛助会員受取会費	1,080,000		
入金	0		
受取会費計	4,992,000		
2 受取寄付金	3,600,000		
3 事業収益	300,000		
4 その他収益	0		
経常収益計		8,892,000	8,892,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
* 給料手当等	1,620,000		
* 通勤手当等	150,000		
* 法定福利費	400,000		
* 人件費計	2,170,000		
(2)その他経費			
* 旅費交通費	500,000		
* 地代家賃	810,000		
* 会議費	250,000		
* 調査費	577,000		
* 諸会費	100,000		
* 研修費	70,000		
* 業務委託費	25,000		
* 広告宣伝費	200,000		
* 印刷費	150,000		
* 報償費	0		
* HP管理費	80,000		
* 災害援助費	100,000		
* 慶弔費	60,000		
* 消耗品費	63,000		
* 通信費	153,000		
* 備品費	45,000		
* 雑費	9,000		
* 支払手数料	27,000		
* その他経費計	3,219,000		
事業費計		5,389,000	
2 管理費			
(1)人件費			
* 給料手当	180,000		
* 役員報酬	2,520,000		
* 通勤手当等	80,000		
* 法定福利費	450,000		
* 人件費計	3,230,000		
(2)その他経費			
* 地代家賃	90,000		
* 会議費	150,000		
* 消耗品費	7,000		
* 通信費	17,000		
* 備品費	5,000		
* 支払手数料	3,000		
* 雑費	1,000		
* その他経費計	273,000		
管理費計		3,503,000	
経常費用計			8,892,000
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			6,602,545
次期繰越正味財産額			6,602,545

\*事業費と管理費に按分して計上している

※受取会費については、各地域協会の取扱量と会員数をもとに算出するため、暫定的にH31年度の予算額とした。

# 木材資源リサイクル調査及び広報活動推進委員会活動報告

全国木材資源リサイクル協会連合会理事会

平成30年度の調査広報委員会は、適合チップ認定制度を全国的に実施するための課題やホームページのリニューアルについて検討した。また、FITの認定に関連して、

(1) 実績報告書フォーマットの改定、(2) 事業者認定の取り扱いの見直し等について話し合った。このほか、例年実施している (1) 地域別木質チップ市場価格調査 (2) 木質チップ等生産会員実態調査 (3) 木質バイオマス需要調査 (4) 国への要望事項 について検討した。これらの議題を中心に、平成30年度は4回の委員会を開催した。

第1回	平成30年	6月27日(水)	中央区立環境情報センター
第2回	平成30年	9月27日(木)	中央区立環境情報センター
第3回	平成30年	11月30日(金)	京橋プラザ区民館
第4回	平成31年	3月18日(月)	中央区立環境情報センター

## 1. 適合チップ認定制度について

関東地域における認定制度の実施状況を踏まえて意見交換した。各地域の意見を集約するため、それぞれ試験的に3社ほど項目に沿ってチェックし、実際の点数を把握することとした。結果、ソフト面の整備の必要性や基準がはっきりしないチェック項目があることなどが感想として挙げられた。また、ユーザーの協力関係や連合会名での認定書発行などの問題が提起された。さらに、作業手順書策定の必要性から、その参考として品質向上のための標準作業手順フローが示された。今後、次年度にかけて、全国展開に向けた課題を掘り下げることとした。

## 2. FITの認定に関連して

### (1) 実績報告書フォーマットの改定

木材の取扱総量やバイオマスの種類別取扱量が明確になるよう、実績報告書の様式を改定し、新年度から使用することとした。

### (2) 事業者認定に関する取り扱いの見直し

認定事業者が100に迫り、現地確認等の適切な対応を担保するため、認定事業者について開始当初に対象としていた連合会会員に限定することとし、既存の認定事業者については原則入会を条件とすることとした。

### (3) 河道内樹木の取り扱い

国土交通省からFIT制度における取り扱いの可能性について問い合わせがあり、意見交換した結果、現状のままでは難しいとの結論に達した。

### (4) 資源エネルギー庁のバイオマス比率の変更の影響について意見交換した。

### 3. その他の検討事項

(1) 木質チップ市場価格調査

これまで同様、4月時点、10月時点の市場価格として整理することとし、毎年2回ホームページで公表することとした。

(2) 木質チップの生産会員実態調査

FITの入札制度が始まるため、FIT発電向けの材分類における金額の説明を削除することとした。また、平成31年度調査において、災害時の木くず処理について新たに質問項目を設けることとし、設問の具体的表現は次年度に検討することとした。

(3) 木質バイオマス需要調査

平成30年度は、サーマル利用のユーザーに燃料利用の内訳について新たに質問項目を設けることとした。具体的には、間伐材・一般木材・リサイクル材の年間使用量を投入量比で尋ね、貴重なデータとすることが出来た。平成31年度調査において、災害時の木くず処理について新たに質問項目を設けることとし、設問の具体的表現は次年度に検討することとした。

(4) 国への要望事項

環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省あての要望について、各地域協会からの要望や理事会の意見、及び従来の要望への対応状況を踏まえて整理した。従来の要望数33項目に対して、新規2項目、削除12項目とし、要望総数を23項目とした。

省庁別は以下の通りとなった。

要望項目数	環境省	11項目
	経済産業省	2項目
	農林水産省	7項目
	国土交通省	3項目
	計	23項目

(5) その他

①定款第5条（事業の種類）のうち、「不法投棄等に関する環境保全」という表現が古いのではないかという理事会意見を踏まえ、意見交換した。結果、事業全般に「木材資源等の再利用」という表現を使用することを理事会へ提案することとした。

②ホームページの改正について意見交換し、FIT関連をメインのコンテンツとして新設すること、地域協会からのお知らせをバナーとして新設すること、建設系廃木材需給調査を一般公開とすることなどの提案が了承された。

③先進地・先進事例の視察先（愛知県・三重県）、環境省の「災害廃棄物再生利用促進調査検討業務」等について意見交換した。

委員会構成員

役 職	氏 名	所 属	備 考
委員長	原 信男	全国木材資源リサイクル協会連合会	連合会専務理事 関東協会兼務 (H30.1回目まで)
委員	三崎隆照	フルハシEPO(株)	東海協会兼務
委員	桑野 俊	(株)グーン	H31年度より 古敷谷裕二氏に交代
委員	佐久間慎一	(株)エコグリーン	
委員	矢吹賢二	住友林業(株)	
委員	大平勝彦	JFEエンジニアリング(株)	
委員	芦塚雄介	ホクザイ運輸(株)	
委員	土橋 真	住友大阪セメント(株)	
地域委員	高橋秀孝	北日本木材資源リサイクル協会	
同	荒川陽一	関東木材資源リサイクル協会	退任
同	三砂和浩 田渕茂雄	近畿木材資源リサイクル協会	H30.1回目まで H30.2回目から
同	岡崎博紀	中四国木材資源リサイクル協会	
同	河野秀彦	九州木材資源リサイクル協会	

## F I T 事業者認定に関する取り扱いの見直しについて

認定NPO法人全国木材資源リサイクル協会連合会

### 1. 当連合会の規範等

- 発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範
- 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領
- 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領施行細則

### 2. 当連合会の対応状況

平成 24 年 8 月 29 日に「自主行動規範」を策定して以来、「施行細則」を定めて申請に対する審査、認定を行っており、既に全国で多数の認定、事前相談に応じている。当初は、当連合会会員のうち、木くずの破碎施設を有する木質チップ製造メーカーからの申請に限って申請書を受理することを原則としていた。

(平成 26 年 1 月理事会の変更内容)

- ①多方面からの要請に応えるため、**非会員**、あるいは必ずしも破碎施設を有さない事業者からの申請も、**審査可能なものは受理するよう、方針を変更した。**
- ②申請書を受理する団体…「実施要綱」により申請書の受理は各地域協会が行うこととされているが、申請者の地域の特性や、申請者又は地域協会の希望から、**地域を超えた他の協会または全国連合会でも特例的に受理できることとする。**この場合は、事業者を所管する地域協会の了解を前提とする。また、審査委員として他の地域協会または全国連合会の役員が臨時に審査に充たることができることとする。

### 3. 今回の変更案

認定事業者が 100 に迫ることから、現地確認等の適切な対応を担保するため認定開始当初に対象としていた「連合会会員」に限定することとしたい。なお、既に認定した事業者については原則として連合会への入会を条件とする。

(現行条文と改正点)

#### ○発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領

2 本実施要領に基づく認定は、原則として全木リ連の会員を対象とするが、既に他の団体から認定を受けた会員は対象としない。

なお、会員外の事業者の認定については、必要に応じて別途定める。その他の事項は、すべて本施行細目に定める事項を適用する。

↓

改正なし

#### ○発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領施行細則

##### 7. 非会員の扱い

地域協会の事務局は、非会員からの求めに応じ、限定して事業者認定申請書を受理することができる。

但し、申請書に併せて次のいずれかの書類が添付されていることを受理の条件とする。

- (1) 全木リ連または地域協会へ、入会することの確約書。
- (2) 全木リ連の自主行動規範及び実施要領に準ずることの誓約書。

非会員からの申請に対する審査手数料は、30,000 円（消費税別）とする。



地域協会の事務局は、全木リ連または地域協会へ入会申込書を受理したときに限り非会員からの求めに応じ、限定して事業者認定申請書を受理することができる。なお、既に認定した事業者の継続申請については原則として連合会への入会を条件とする。

#### <参考：平成 25 年 10 月の調査広報委員会での説明資料の一部>

##### 1. 審査対応要件（何を担保とするか）

- ①木くず破砕施設、および原材、製品チップの保管場を有する事業者からの申請⇒破砕施設及び保管施設を担保とする
- ②木質チップの保管施設を有し、F I Tの区分が確実に担保できる管理ができる事業者からの申請⇒保管施設の容量及び伝票管理
- ③保管施設を有さない物流会社であって、販売するバイオマス燃料の仕入れ先が限定されている等、林野庁のガイドラインが確実に担保できると判断できる事業者からの申請⇒契約書の記載事項及び伝票管理
- ④P K S等の輸入材を扱う流通業者からの申請は、当連合会の定款の事業に含まれないことから、一切扱わない。

##### 2. 申請書を受理できる担保の原則

- ①原材、チップともに保管容量が日当たり取り扱い計画量の1日分以上あること。通常中間処分業の許可は、2日分以上の保管容量があることを原則として前提にしているが、これをさらに仕切ると、通常は容量が1/2程度になる。許可条件や、仕切の方式等により、特例として認めうる説明文が添付できれば、この限りではない。
- ②保管施設の容量については①と同様。  
チップ仕入先リストと認定取得後毎月実績報告書を提出することを前提とする。また、全木リ連様式の証明書の発行を厳守するとともに、由来を証明する伝票の記載様式をあらかじめ提示する。
- ③伝票管理に関する事項は②に準じ、それに加えて、契約書にバイオマス証明書の発行と、伝票に由来証明の記載が明記されていることを確認する。

##### 3. 申請書を受理できないときの対応

一律に一般財団法人日本ガス機器検査協会（J I A - Q Aセンター：担当グループマネージャー 柳沢 衛 氏 TEL:03-3586-1686）を紹介する。同団体は、森林認証を行っている団体であり、林野庁もバイオマス認定に係る第三者機関として適当であると言明している。また、当連合会と定期的に認定審査についての調整を行っているので、安心して推薦できる。但し、審査手数料については、大幅に高額となることは予め知らせる必要がある。

##### 4. 申請書に原則として添付すべき資料

- (1) 年間の取り扱い数量表  
ア、最近1年間の取扱実績表（産廃、一廃、それぞれと生木と解体材等の内訳）

イ、認定取得後の1年間の取り扱い予定数量（間伐材、一般木材、一般廃棄物、解体材の内訳、特に産廃生木のうち由来証明のあるものの内訳と、由来証明の取得方法の記載に注意）

## （2）施設の配置図

ア、破砕施設、保管施設の配置図

（保管ヤードは寸法表示があること。写真撮影位置の表示）

イ、施設の位置図（周辺の状況と道路からの進入方向が分かるもの）

ウ、案内図（現地調査に必要な最寄駅、ICからの道路図）

## （3）管理方針書

ア、管理責任者が責任ある役員または管理職であること。

イ、分別管理欄に間伐材、一般木材と其の他の物が混在しないような具体的な説明があること。（系列、曜日、時間等で具体的な作業に順序が明示されていること。）

ウ、書類管理欄に伝票等が具体的に例示されていること。

## （4）許可書の写し

ア、施設がある場合は、木くずの現在、チップの保管容量が記載されている頁を含むこと。

イ、施設の許可を有さない場合は、収運の許可または運送業等その他の行政機関からの許可証の写し。

なお、既に認定した事業者については原則として連合会への入会を勧める。

ウ、一切の許可を有さない場合は、標準的な契約書のひな型。

## 寄附金のお願い

新緑の候、貴社に於かれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から連合会事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

全国木材資源リサイクル協会連合会は平成4年に設立以後、平成16年に特定非営利活動法人（NPO法人）、平成27年に認定NPO法人となることができました。これも皆様のご支援の賜物であり、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、近年、木材リサイクルを進めるうえで、FIT制度に基づく木質バイオマス発電設備の急増に伴う問題の顕在化、人材確保のための労働環境の改善、環境保全に関する社会動向の把握など、多くの課題が山積しております。当連合会においても、こうした課題にしっかりと取り組むため、新たな事業構築や執行体制の強化を図っていかなくてはなりません。そのため、従来に増して運営費が必要となっております。

一方、認定NPO法人として継続するには、収入に占める寄附の比率が一定以上という要件を満たす必要があります。

つきましては、厳しい経済情勢の中ではありますが、この度の寄附募集の趣旨にご理解とご賛同をいただき、格別のご協力、ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、認定NPO法人に対する寄附については、寄附者への免税措置等優遇制度があります。

令和元年6月6日

認定特定非営利活動法人  
全国木材資源リサイクル協会連合会  
理事長 藤枝 慎治

## 寄附金募集要項

1. 寄附金の用途 全国木材資源リサイクル協会連合会活動支援
2. 寄附金募集額 360万円（予定額）  
団体 1口2万円  
個人 1口3千円
3. 募集方法 全国木材資源リサイクル協会連合会ホームページに掲載
4. 募集期間 令和元年6月7日～令和2年3月31日
5. 寄附の受付 ①連合会事務局で受付  
②銀行でのお支払い
6. 申込方法 ①連合会事務局で受付  
申込書に必要事項をご記入の上、現金でお支払いください。  
引き換えに寄附金受領証明書をお渡しいたします。  
②銀行でのお支払い  
1) 寄附金額を含めた必要事項を別途申込書にご記入の上、寄附金担当宛てまで郵送又はFAXしてください。  
2) 当連合会より受領印を押した申込用紙を郵送又はFAXにて返送いたします。この申込用紙が届いてから下記銀行口座に御振込みください。  
3) 入金を確認次第、当連合会より寄附金受領証明書を郵送にて発送します。
7. 取扱銀行 みずほ銀行 平井支店 普通預金 2211725  
口座名：特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会
8. 税法上の優遇措置  
全国木材資源リサイクル協会連合会は、法に定める認定特定非営利活動法人です。したがって、当連合会への寄附金は、税法上の優遇措置を受けることが出来ます。

### ※税法上の優遇措置について ○法人として寄附する場合

当連合会への寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に、一般寄附金の損金算入限度額（\*1）とは別枠で特別損金算入限度額（\*2）が設けられており、その寄附金の額の合計額と特別損金算入限度額のいずれか少ない金額の範囲内で損金算入が認められます。  
なお、この規定の適用を受けるためには、寄附金を支出した日の属する事業年度の確定申告書に「寄附金の損金算入に関する明細書」（別表十四(二)）を添付する必要があります（法人税法第37条、法人税法施行令第73条、77条の2、租税特別措置法第66条の11の2第2項）。

#### \*1 一般寄附金の損金算入限度額

$$(A+B) \times 1/4$$

A：資本金等の額 × 当期の月数/12 × 0.25%

B：寄附金支出前の所得金額 × 2.5%

#### \*2 特別損金算入限度額

$$(C+D) \times 1/2$$

C：資本金等の額 × 当期の月数/12 × 0.375%

D：寄附金支出前の所得金額 × 6.25%

#### ○個人として寄附する場合

当連合会への寄附金は、所得控除（\*1）と税額控除（\*2）のいずれか有利な方を選択することができます。

なお、この規定の適用を受けるためには、寄附金を支出した日の属する年の確定申告書に寄附金に関する明細書と当連合会が発行する寄附金受領証明書等を添付する必要があります（所得税法第78条、租税特別措置法第41条の18の2、租税特別措置法施行令第26条の28）。

##### \*1 所得控除

次の金額を所得金額から控除することができます。

支出した寄附金の額の合計額 - 2,000円

##### \*2 税額控除

次の金額を所得税額から控除することができます。

(支出した寄附金の額の合計額 - 2,000円) × 40%

#### ○相続人等が相続財産権等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人に寄附をした場合には、その寄附をした財産の価額については相続税の課税対象とはなりません（租税特別措置法第70条）。

※参考…内閣府 NPO ホームページ

<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu>

9. 御辞退が無い限りは、ご寄附頂いたことについて当連合会のホームページで順次掲載させていただきます。（イニシャルや匿名での掲載も承ります。）

#### 10. お問い合わせ

認定特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会

担当 原、十川

E-mail: [info@woodrecycle.gr.jp](mailto:info@woodrecycle.gr.jp)

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町16-8 共同ビル61号

電話番号 03 (6661) 1529

F A X 03 (6661) 2069

令和 年 月 日

# 寄附金申込書

認定特定非営利活動法人  
全国木材資源リサイクル協会連合会  
理事長 藤枝 慎治 様

寄附金申込者

<input type="checkbox"/> 個人
〒
住所
会社名・団体名
代表者名
電話番号
FAX

<input type="checkbox"/> 個人
〒
住所
ご氏名
電話番号
FAX

認定特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会の活動支援として、下記のとおり寄附します。

記

- 寄附口数・金額 \_\_\_\_\_ 口 金 \_\_\_\_\_ 円也
- 払い込み予定日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 頃
- 法人の場合、担当者連絡先

氏名 \_\_\_\_\_

所属 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

- その他 連絡事項

--

# 第 29 回「みどりの感謝祭」みどりとふれあうフェスティバル出展報告

認定NPO法人全国木材資源リサイクル協会連合会

会 期：2019年5月11日(土) 11:00~17:00

12日(日) 10:00~16:00

会 場：東京都立日比谷公園 にれのき広場等

主 催：農林水産省・林野庁ほか

連合会ブース：木をつかおうゾーン B5

工作ワークショップ材料のご提供：

間伐材プレート…遠野興産(株)、切削チップ…門倉工業(株)、木の枝等…石坂産業(株)、松ぼっくり…北日本協会

スタッフ当番：事務局4名、関東協会企画財政委員会3名



間伐材や木の枝を使った工作



皆さまのご協力ありがとうございました。